

## 市税条例等の改正

地方税法の改正等に伴い、東松山市税条例等の改正が行われました。

### 令和6年度分の個人住民税の定額減税

令和6年度分の個人住民税の特別徴収税額又は普通徴収税額から、納税者の前年の合計所得金額が1,805万円以下の場合に限り、所得割の額から特別控除の額として納税者と同一生計配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円を控除する定額減税を実施します。

### 職権による市税の減免

能登半島地震の発生を踏まえ被災者の負担軽減を図るため、大規模災害のあった際に市税の減免の適用があることが明らかで、かつ、減免する必要があると市長が認める場合は、納税者が申請を行わなくても、市税の減免を行うことができます。

### 特定バイオマス発電設備に係る固定資産税の特例措置

4月1日から令和8年3月31日までに取得した特定再生可能エネルギー発電設備のうち、特定バイオマス発電設備(木質系バイオマス発電設備に限る)で、規模が1万キロワット以上2万キロワット未満のものについて、取得後3年度分の固定資産税に限り、課税標準額を7分の6とします。

問課税課 ☎21-1438 ☎23-2238

## がんばる企業応援条例に基づく奨励金制度

市内への企業立地や既存企業の設備投資を支援するための奨励金制度を設けています。

### 対象の全てに該当する企業

- ・令和7年度までに奨励措置指定の申請をすること。
- ・工場、流通業務施設、研究施設、本社機能を有する事業所の新設、拡張又は設備投資であること。又は東松山市立地適正化計画で定める都市機能誘導区域内において、誘導施設である事業所を新設するものであること。
- ・事業内容が、都市計画法及び関係法令に適合すること。
- ・事業の用に供するための投下固定資産額(土地、家屋及び償却資産の取得合計額)が4,000万円以上であること。
- ・市税等を滞納していないこと。
- ・産業の振興に寄与するものであると市長が認めるものであること。

内新たに増加した資産に対して賦課された固定資産税及び都市計画税に相当する額を奨励金として交付(納付分を翌年度交付)

交付対象期間 2年以内(ただし、市外から市内へ本社機能を有する事業所を移転する場合は、3年以内)

奨励金の交付を受けるためには、操業開始日又は設備設置日の翌日から起算して30日以内に奨励措置指定の申請をする必要があります。指定条件を満たしているか確認する必要がありますので、必ず事前に相談してください。

申・問政策推進課 ☎63-5031 ☎22-5516



市HP

## パソコンの処分方法

パソコンは市で処分することができません。ご家庭で不要になったパソコンを処分する場合は、国の認定事業者又はパソコンメーカーに回収を依頼する必要があります。

### 国の認定事業者による回収

認定事業者HP又はFAXで申込み、宅配便で回収します。処分するものにパソコンが含まれていれば、段ボール1箱分(縦・横・高さの3辺の合計が140センチメートル以内で重さが20キログラム以内)の回収料金が無料となり、その範囲であればプリンターやスキャナーなどの周辺機器も一緒に処分できます。

問リネットジャパンリサイクル株式会社 ☎0570-085-800 ☎0562-45-2918 ※国の認定事業者

### パソコンメーカーによる回収

一般社団法人パソコン3R推進協会にお問い合わせください。PCリサイクルマークのある製品の場合、処分は無料です。対象となるパソコンの種類は、デスクトップコンピューター本体、ノートブックパソコン、パソコン用ディスプレイ装置です。※有機ELディスプレイは含みません。

メーカーが不明な場合や自作パソコンの回収を依頼する場合は、一般社団法人パソコン3R推進協会HPをご確認ください。

問一般社団法人パソコン3R推進協会 ☎03-5282-7685

廃棄物対策課 ☎21-1401 ☎23-7700



市HP

## 市政情報

### 本人通知制度

本人の代理人や第三者の請求で住民票の写しや戸籍謄(抄)本などを交付したとき、事前に登録をした人に交付の結果を通知する制度です。住民票の写し等の不正請求の抑止や不正取得の早期発見につながります。

### 登録できる人

市の住民基本台帳に記録のある人、戸籍に記載されている人

### 持参するもの

登録する人の運転免許証等本人確認ができるもの(代理人が申請する場合は、本人からの委任状が必要)

申・問市民課

☎21-1402 ☎23-2234



市HP

## 講座・教室・イベント

### 夏休み工作教室～公園の間伐材で作るマイ箸&小物入れ～

日7月27日(土)午前9時30分～11時30分

場松山市民活動センター

対市内在住・在勤・在学の人(小学生の場合は保護者同伴)

定24人(申込順)

内カンナとカナヅチを使って作る使いやすい五角形の箸と小物入れ

持参手

費500円(材料費、保険代含む)

申・問7月5日(金)～24日(水)に直接又は申込フォームから文化まちづくり公社へ。

☎24-6080 ☎24-9909



申込フォーム

7月から  
申請受付

## 令和6年度国民年金保険料の免除・納付猶予

国民年金保険料を納めることが困難な場合は、免除制度・納付猶予制度があります。令和6年度分(7月～令和7年6月分)の申請は、7月1日から受付を開始します。

免除制度は、全額免除と一部免除(4分の3免除・半額免除・4分の1免除)があり、申請者本人と配偶者、世帯主の前年所得をもとに審査されます。免除期間がある場合、保険料を全額納付したときに比べ、老齢基礎年金は少なくなります。

納付猶予制度は、50歳未満の人を対象とし、申請者本人と配偶者の前年所得をもとに審査されます。納付猶予は年金の受給資格期間には含まれますが、年金額には計算されません。

※一部免除の場合は減額された残りの額を期限内に納める必要があります。

### 令和6年度月額保険料

定額 16,980円	全額免除	0円
	3/4免除	4,250円
	半額免除	8,490円
	1/4免除	12,740円

※学生は学生納付特例(学生証・在籍証明書が必要)、失業した人は特例免除(雇用保険被保険者離職票等の証明書類が必要)の申請ができます。

### 申請はマイナポータルから

電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの人は、マイナポータルを通じてオンラインで申請ができます。

### 保険料の追納

免除・納付猶予された保険料は、10年以内であれば、後から納めること(追納)ができます。追納すると、保険料を全額納付したときと同様に年金額が計算されます。

問川越年金事務所 ☎049-242-2657 ☎049-245-8919

保険年金課 ☎21-1434 ☎23-0076

## 東松山夏まつり

日7月27日(土)・28日(日)

場本町・材木町・箭弓町・松葉町ほか

内東松山夏まつりが開催されます。各町内では神輿が渡御し、山車が繰り出します。2日目のクライマックスには丸広百貨店駐車場に山車や神輿が集まり、競演が行われます。

当日は周辺道路が午後4時～10時の間、交通規制されます。今年は規制範囲が追加されます。詳細は市観光協会HPで確認してください。

☎23-3344 ☎23-7775 市観光協会HP



## ラジオ工作教室

日8月11日(日)午後1時30分～3時30分

場松山市民活動センター

対市内在住の小学3～6年生

※保護者同伴可

定20人(申込順)

申・問7月1日(月)～26日(金)に直接又は電話で松山市民活動センターへ。

☎23-9311 ☎23-9312

## やさしいヨガ教室

日7月9・16・23・30日(火)午前10時～11時(受付午前9時30分から)

場市民文化センター

対市内在住・在勤・在学の15歳以上の人(中学生を除く)

定各回12人(申込順)

内経験不問のヨガ教室です。筋力アップやダイエット効果も。気軽な気持ちで始めてみませんか?心も身体も心地良くほぐしましょう!

講師 ヨガインストラクター 前田菜摘さん

持運動できる服装、汗拭きタオル、飲み物、ヨガマット

費4回1セット1,500円、1回のみ500円(保険代含む)

申・問7月1日(月)～8日(月)に申込書に必要事項を記入し、参加費を添えて文化まちづくり公社へ。

☎24-6080 ☎24-9909

※申込書は文化まちづくり公社HPからダウンロードできます。



文化まちづくり公社HP